

地籍調査にご協力を お願いします



上分乙地区（一部）・
吾井郷丙地区で
地籍調査をはじめます

須崎市では、平成11年度から
地籍調査を行っています。

平成26年度は上分乙地区の一
部と吾井郷丙地区を対象に地籍
調査を実施します。

調査予定区域

【大字】上分乙

【小字】芦谷・駄馬・木屋ヶ谷・
已家ヶ谷・影地・寺端

【大字】吾井郷丙

【小字】七穀・防郷・地吉・大柳・
小柳・猴川・大谷・足川

調査区・隣接区を含めた地権
者の皆様のご協力をよろしく
お願いします。

押岡地区（一部）の
地籍図・地籍簿を
登記簿へ反映

平成20年度に一筆地調査を実施
した押岡地区の一部について、国・
県の承認を受け、平成26年5月に
法務局へ成果を送付しました。

その結果、土地登記簿は地籍簿
の内容に改められ、地籍図は従来
の公図に替わって、平成26年6月
11日付で法務局に備え付けられま
した。

なお、各土地所有者が現在所持
している登記権利書（登記済証）
はそのまま有効です。

対象区域

【大字】押岡

【小字】成久・大畑・久保ノ上・
久保ノ前・近清・行本

建設課 公共財産係

☎42・5392

青少年の健全育成活動推進にお役立てください

平成26年度 須崎市



青少年育成センターでは、昨年度の各地区青少年を育
てる会などの協力および市民の皆様のご意見をもとに、
小中学生の校外生活の過ごし方をまとめた「平成 26 年度
須崎市校外生活のめやす」を作成しました。

市民の皆さんにも活用していただき、青少年の健全育
成活動推進に一層のご理解・ご協力をよろしくお願いし
ます。

須崎市青少年育成センター ☎42・0670

カラオケ店・遊技場

- ボウリング場や映画、カラオケ店、ゲームセンターは保護者同
伴とし、各店舗の利用規則を必ず守る。
- パチンコ店、麻雀店へ出入りしない。

飲食店

- (小学生)食堂、レストランの利用は保護者同伴とする。
- (中学生)食堂、レストランの利用は保護者の許可を得る。

交通事故防止

- 交通のきまりを守る。 ●道路上での遊びをしない。

自転車の乗り方

- 二人乗りや夜間の無灯火、横並び走行はしない。
- ヘルメットの着用を心がける。

その他

- 外泊はしない。
- ケータイ、スマホやインターネットは、家の人と相談し、ルール
を決めて使用する。
- 喫煙、飲酒、シンナーなど薬物の使用やナイフの持ち歩きは犯
罪となるので絶対しない。
- 金銭の貸し借り、物品の売買はしない。
- いじめを見た時は、まわりの人にも知らせてやめさせよう。
- 知らない人の車には、誘われても乗らない。
- 不審者などで「危ない」と感じた時は、大声をあげて、「子ども
110番の家」やタクシー、コンビニなど、近くの人に助けを求め
よう。
- 家庭のルールや地域のルールをもう一度確かめよう。

※細部につきましては各学校のきまりを参照してください。